

千葉ロッテマリーンズファーム本拠地（仮称）移転に関する基本協定書

千葉県君津市（以下「甲」という。）及び株式会社千葉ロッテマリーンズ（以下「乙」という。）は、千葉ロッテマリーンズファーム本拠地（仮称）の移転事業（以下「本事業」という。）について、以下のとおり基本協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

（本事業の目的）

第1条 本事業は、甲及び乙が相互に連携・協力し、スポーツによる地域の活性化、市民の健康増進、及び乙の選手育成機能の強化等を図ることを目的とする。

（本事業の業務内容と役割分担）

第2条 甲及び乙は、本事業の業務内容と役割分担について、次のとおり合意する。本協定書に記載のない内容については、別途の協議と合意により決定する。

（1）甲は、千葉県君津市貞元地先に、本事業に必要な用地約14.8ha（別紙図面で示す範囲）（以下「本件用地」という。）を取得し、その全域を次2号に従い千葉ロッテマリーンズファーム本拠地（仮称）として整備するため、都市計画法に基づく開発許可その他法令上必要な一切の手續及び造成工事を行う。乙は甲による上記整備につき必要かつ合理的な最大限の協力をする。

（2）甲は、甲が取得した本件用地に、野球場（スタジアム）、野球場（グラウンド）、屋内練習場、クラブハウス及び外構（施設名称はいずれも仮称である。以下同じ。）を整備し、乙はこれを使用し、その対価を支払うものとする。

（3）乙は、甲が取得した本件用地に、野球場（グラウンド）その他乙が選手育成の拠点として運用するために必要な施設を整備し、土地の使用の対価を支払うものとする。甲は乙による上記整備に最大限の協力をする。

（4）本事業に基づく千葉ロッテマリーンズファーム本拠地（仮称）の運用段階における甲乙間での収益及び各種経済的負担の在り方に関するその他の点は、別途協議し定める。

（5）乙は、プロスポーツチームの運営企業として、公式戦や交流イベント等を通じ、スポーツエンターテインメントがもたらす感動と幸福を提供することにより、市民の健康増進、スポーツ振興及び関係人口の拡大や地域の経済的発展並びにシビックプライドの向上等に貢献するよう努めるとともに、甲による市民との交流イベント（広域的な交流を含む。）その他甲の市民による利用について最大限の配慮を行うものとする。

（6）甲及び乙は、前条に定める本事業の目的達成のため、相互に協力・支援する。

（運用期間）

第3条 甲及び乙は、本事業に基づき整備する千葉ロッテマリーンズファーム本拠地（仮称）の供用を、一般社団法人日本野球機構2030年シーズン開始時（2030年1月末）までに開始することを目標とすることを合意する。ただし、甲及び乙は、別途合意して、同時期までに整備を完了し供用を開始する区域又は施設を、本件用地の一部又は前条に基づき甲若しくは乙が整備する施設の一部とすることができる。

2 本事業に基づき整備する千葉ロッテマリーンズファーム本拠地（仮称）の運用期間は、前項に基づく供用開始日から30年が経過した翌年の1月31日までを目途とし、今後協議して定める。なお、甲及び乙の協議により変更することができるものとする。

3 甲は、前条第2号の施設の維持管理・運営について、乙を指定管理者とした指定管理者制度の活用を検討するものとする。

（第三者への損害）

第4条 第三者に損害を与えた場合の責任の所在については、別途協議し定めるものとする。

（協議）

第5条 本協定書に定めのない事項又は本協定書に疑義が生じたときは、その都度誠意をもって協議し定めるものとする。

（変更）

第6条 本協定書は、甲及び乙の書面による合意によって、その内容を変更することができる。

本協定の証として本書2通を作成し、甲乙が署名の上、各1通を保有する。

令和7年4月10日

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長 石井 宏 子

乙 千葉県千葉市美浜区美浜1番地
株式会社千葉ロッテマリーンズ
代表取締役社長 高坂 俊 介

別紙

S=1:10,000

JR君津駅

君津市役所

富津市

